

大牟田市立地適正化計画(防災指針)(案)に対する パブリックコメントの実施結果について

本市では、「大牟田市立地適正化計画(防災指針)(案)」を作成し、下記によりパブリックコメントを実施しました。その結果、1名の方から3件のご意見が寄せられました。

1. パブリックコメントの実施

- ・ 募集期間：令和6年12月6日(金)～令和7年1月7日(火)
- ・ 周知方法：広報おおむた(12月1日号)、市ホームページ、市公式LINE
- ・ 閲覧場所：都市計画・公園課、情報公開センター、各地区公民館、えるる、市ホームページ
- ・ 提出方法：持参または郵送、ファックス、電子メール、意見提出フォームにて提出

2. 提出された意見に対する市の考え方

(意見の内容については、要約して掲載)

No	意見の内容	市の考え方	対応
1	<p>◆防災指針について(洪水対策)</p> <p>[P49 洪水対策]</p> <p>①短期・中期・長期の整備進捗を確認するためにも、河川名(県・市)と概略的整備内容の記載を検討していただきたい。</p>	<p>①ご意見を参考とし、55ページに河川名や概略的整備内容を記載した排水対策基本計画における事業管理ロードマップを追加します。</p>	追加
	<p>[P49 洪水対策]</p> <p>②建物の浸水対策として、「地盤や基礎の嵩上げ」等の取組み内容を記載されているが、嵩上げ高さの設定など市独自の基準を作成するのか。</p>	<p>②本指針では、建物の浸水対策として、まずは地盤や基礎の嵩上げといった対策の周知を図ることとしております。</p> <p>市独自の基準等につきましては、今後の参考意見とさせていただきます。</p>	参考意見
	<p>[P48 ため池に関する取組み方針]</p> <p>③各地域のため池活用において、すべてのため池を活用するのか。また、ため池を活用するのならば、ため池の改修調査も併せて必要ではないか。</p>	<p>③ため池の活用にあたっては、すべてのため池ではなく、治水効果がみられるものを活用することとしています。</p> <p>また、本市では、ため池の健全度を把握するため、現在、防災重点農用ため池に対して耐震診断と劣化調査を行っているところです。</p>	原案のとおり